機能ＩＤ	項番	枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0160003	1.1.1.	3		＜住民、住民登録外者の基本情報（枝番２の続き）＞ ・市内転居日 ・転出先住所（転出の場合のみ） ・転出先住所（転出の場合のみ）の住所コード及びその郵便番号 ・転出予定日 ・前住所（転入前・転居前住所） ・前住所（転入前・転居前住所）の住所コード及びその郵便番号 ・個人番号（マイナンバー） ・異動事由 ・異動年月日 ・処理年月日 ・住所を定めた日、定めた事由 ・住民になった日、事由 ・異動に関する届出日 ・登録部署（情報を登録した課・係など） 転出先住所は転入通知受理後に確定住所で上書きされる。 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住民登録外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0160004	1.1.1.	4		個人番号（マイナンバー）の表示制御ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日